

長野県 安全で安心なまちづくり指針

～あなたと始める防犯まちづくり～



長野県安全で安心なまちづくり指針

～あなたと始める防犯まちづくり～

目次

I	基本的な考え方	1
1	策定の意義	1
2	指針の視点	1
3	対象エリア	2
4	留意事項	2
II	エリア別の対策	3
1	学校や保育施設、習い事の間など子どもの居場所	3
2	道路、公園、駐車（輪）場などの公共空間	6
3	住宅地	9
4	商業施設	13
5	観光地やイベント会場	15
6	中山間地	17
III	「だまされても被害に遭わせない」特殊詐欺対策	19
IV	防犯カメラについて	21

V 参考資料 24

- 1 キーワード別チェックリスト
- 2 刑法犯認知件数等の推移
- 3 長野県安全で安心なまちづくり検討会
- 4 ライポリス（長野県警察公式アプリ）
- 5 本指針の策定にあたり参考とした資料、施策、法制度（国）

I 基本的な考え方

1 策定の意義

近年、本県においても、市街地だけでなく中山間地も含め、社会的反響の大きい凶悪事件が複数発生するなど、改めて防犯のあり方が問われています。

また、地域社会における安全・安心の確保は、単なる治安維持の枠を超え、住民の生活の質や地域の持続可能性に直結する重要な課題となっています。

特に、本県は山間部が多く、観光地や高齢化地域を多数抱えるという地理的・社会的特性を有しており、これらの特性を踏まえた指針の策定は、地域住民の生活の質の向上のみならず、観光振興や移住促進にも資するものです。

こうした状況に鑑み、長野県では、「安全で安心なまちづくり指針」を策定し、

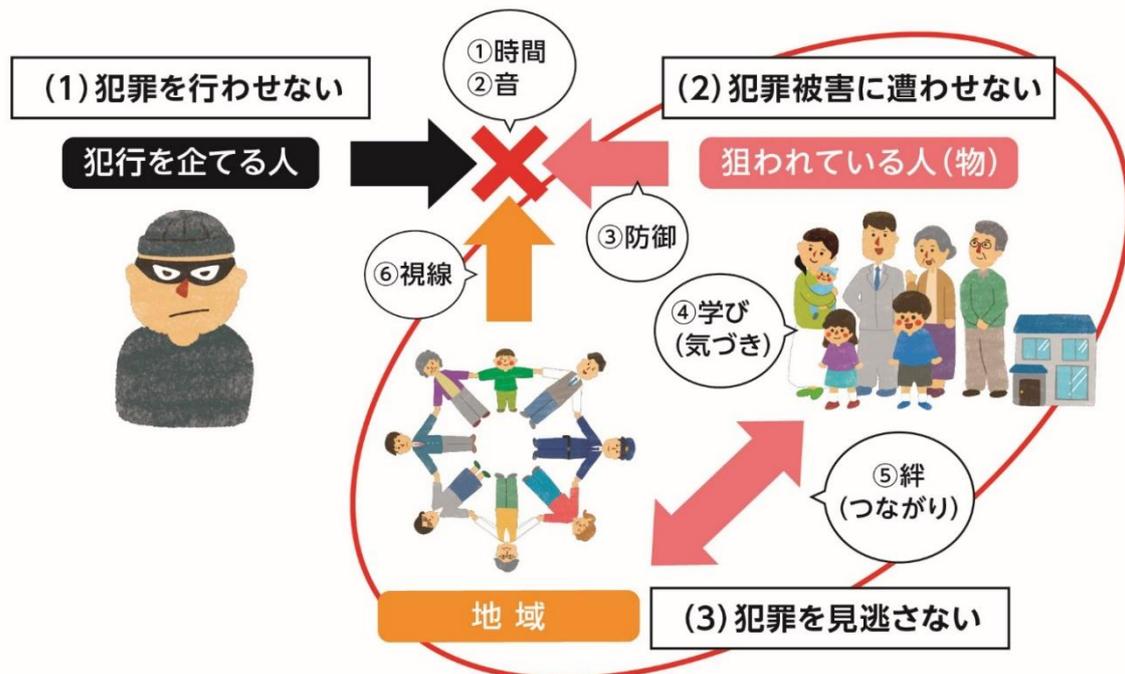
- ・地域の防犯力の向上に向けた取組の参考として
- ・公共施設の新設、改修時における指針として
- ・既存施設の安全性を定期的に点検、評価する際のチェックリストとして

皆様に活用していただくことにより、県民の生活を犯罪の脅威から守り、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2 指針の視点

犯罪の起こる環境と犯罪を抑止する環境に着目し、ハード（見通しの改善や防犯カメラの設置等）とソフト（地域住民による自主防犯活動等）の両面から、以下の三つの視点により指針をとりまとめています。

- (1) 犯罪を行わせないためのまちづくり
- (2) 犯罪被害に遭わせないためのまちづくり
- (3) 犯罪を見逃さないためのまちづくり



キーワード	効果事例	活用事例
① 時間	○犯行の困難化 ○発見・通報される可能性の増加	○防犯ガラス等防犯性能の高い建物部品 ○ダブルロック・補助錠・面格子等の設置 ○アクセス制限や出入口の集約管理
② 音	○犯罪発生を早期に周知 ○周囲への警戒喚起	○非常通報装置や警報装置、防犯ブザー等の設置
③ 防御	○不審者の侵入防止 ○退路を遮る	○オートロックシステムの導入 ○車道と歩道の分離
④ 学び (気づき)	○防犯意識の向上 ○犯罪発生時の的確な対応	○防犯教育の推進 ○注意喚起表示の設置
⑤ 絆 (つながり)	○異変に対する気づき ○孤立の防止	○気軽に相談できる関係づくり ○交流イベントの開催 ○ながら見守り等の防犯活動
⑥ 視線	○視認性の向上 ○死角の排除 ○「見られているかもしれない」という心理的圧力	○防犯カメラの設置 ○夜間の常時点灯や照度基準の確保 ○(人感センサー付き)照明設置

3 対象エリア

この指針では、次の6つのエリア、場면을想定して、具体的な安全確保対策をとりまわめていきます。

- ① 学校や保育施設、習い事の間など子どもの居場所
- ② 道路、公園、駐車（輪）場などの公共空間
- ③ 住宅地
- ④ 商業施設
- ⑤ 観光地やイベント会場
- ⑥ 中山間地

4 留意事項

- ・防犯対策には大きく、「なぜ犯行に及ぶのか」という「人」に着目する対策と、「どこで犯罪が起きやすいか」という「場所（環境）」に着目する対策があります。本指針は、まちづくりの観点から「場所（環境）」に着目する対策を基本として策定しています。
- ・本指針は、すべての場合に一律に適用される性格のものではなく、また義務を負わせたり強制力のあるものでもありません。安全で安心なまちづくりのため、県民の皆様に配慮や検討をお願いしたい事項を取りまわめていきます。

本指針に記載した**対策の主役は、今この指針を読んでいるあなた自身**です。

安全で安心なまちづくりに向け、それぞれの立場で考え取り組んでいただく第一歩として、本指針をご活用ください。

※県民の皆様と自治体・行政機関・関係団体とが協働するため、安全で安心なまちづくりに関係する相談支援団体一覧を、指針裏表紙に掲載していますので、ご活用ください。

Ⅱ エリア別の対策

1 学校や保育施設、習い事の間など子どもの居場所

(1) エリア内で起こりうる事例

- ・刃物を持った者が施設内に侵入し、教員や子どもが切りつけられた。
- ・学習塾等において子どもが講師から盗撮やわいせつ行為を受けた。
- ・登下校中に子どもがつきまとわれたり、容姿を撮影されたりした。

(2) 取り組んでいただきたい方

学校や保育施設（※）、放課後児童クラブ、習い事（学習塾、スポーツクラブ）など、子どもの居場所に係る関係者、保護者、地域住民

（※）学校・・・幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等
保育施設・・・認可(外)保育所、認定こども園、児童福祉施設

(3) 取組の方向性

少子化やライフスタイルの多様化など、子どもを取り巻く環境が変化している状況において、学校や保育施設、習い事の間など子どもの居場所における安全を確保するためには、施設の構造的な安全性（ハード）と教育・啓発活動（ソフト）の両面からの対策を進めることが重要です。

なお、子どもの居場所に限らず、特定の者が利用する施設（福祉施設、大学等）においても、この項に準じた対策を進めることとします。

(4) 具体的な方策

① 登下校時等の見守り活動の充実

児童生徒の登下校時等の安全を確保するために、以下の方策を行う。

- ・地域ボランティア、コミュニティスクール（※）による見守り活動への参加
- ・見守り活動者は防犯研修に参加
- ・登下校時間帯の警察や自治体との連携強化
- ・登下校時のトラブル発生時の対応マニュアルの確認

（※）学校と地域が連携・協働して、子どもの育ちを支える仕組み

なるほど！防犯まちづくりの豆知識 No.1

「ながら見守り」で地域の安全を守ろう

「ながら見守り」とは、日常生活の中で“何かをしながら”地域の安全に目を配る取組のことです。犬の散歩をしながら、ジョギングをしながら、通勤・通学の途中で…。そんな日常の行動に「見守り」の視点を加えるだけで、地域の防犯力はぐっと高まります。特別な訓練や装備は必要ありません。大切なのは、「ちょっと気にかける」気持ちです。「ながら見守り」は、誰でも、今日から始められる防犯活動です。地域の一員として、無理なく、自然にできるこの取組を、ぜひ日常に取り入れてみてください。

あなたの“ながら”が、誰かの安心につながります。

《イラストは、犬の散歩をする時間を子どもたちの通学時間帯に合わせて行っている事例》



② 施設の防犯強化

施設内の安全性を高めるために、以下の方策を行う。

- ・不審者侵入防止の3段階チェック体制の確立
(校門(敷地外周)、校門から校舎入口まで(敷地内)、校舎入口(建物入口))
- ・敷地内への出入口はできるだけ1箇所に集約し、門扉は必ず閉め、施錠管理と監視体制を強化
- ・非常通報装置の設置と教職員等への操作訓練の実施
- ・防犯診断の定期的な実施と改善提案の反映
- ・「危機管理マニュアル」の作成・見直し
- ・身分証(I D)の活用
- ・来訪者に対するあいさつ等、声かけの励行
- ・教室やトイレ等の定期的な点検、置く物を必要最小限にするなど、盗撮の起きにくい環境の整備



③ 児童生徒や教職員、指導者等への防犯教育

防犯意識の向上を図るために、以下の方策を行う。

- ・児童生徒への防犯教室の開催(不審者対応、通報方法など)
- ・児童生徒によるあいさつの励行
- ・教職員や指導者等への防犯研修の定期的な実施
- ・保護者への防犯情報の提供と協力依頼
- ・緊急時対応訓練(避難訓練・通報訓練)の実施
- ・教育、指導時に不要な密室状況を作らないよう注意

④ 通学路の安全点検と改善

通学路の安全性を確保するために、以下の方策を行う。

- ・地域住民、保護者、警察と連携した定期的な通学路点検の実施
- ・危険箇所の洗い出しと改善（例：死角の排除、照明の設置）
- ・通学路マップ（子どもを守る安心の家の位置記載）の作成や更新と、児童生徒、保護者への周知

なるほど！防犯まちづくりの豆知識 No.2

「子どもを守る安心の家」をご存知ですか

地域を歩いていて右のような看板を見たことはありませんか？
これは、子どもたちが登下校中など、何か危険を感じた際に駆け込める場所として、地域の住民や店舗などが協力して設けている“子どもの避難所”です。

「知らない人に声をかけられた」「誰かにつけられている気がする」等不安を感じたときに、子どもたちはこの「安心の家」に助けを求めることができます。ステッカーが目印になっているため、子どもたちにもわかりやすいぞいざというときにすぐに見つけられるようになっています。



⑤ 関係機関との連携体制の構築

迅速かつ的確な対応を可能にするために、以下の方策を行う。

- ・警察、自治体、地域団体等との連絡体制の整備
- ・防犯情報の共有と連絡会議の定期開催
- ・緊急時の連絡網の整備と情報伝達訓練の実施
- ・地域防犯ネットワークへの参画

(5) 評価と改善

- ・施設内の安全対策の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図る。
- ・「コミュニティスクール」等既存のスキームを活用し、保護者や児童、地域住民等からの意見を踏まえ、安全対策の充実を図る。
- ・通学路の交通量の変化や新たな通学路に対応した、継続的な点検と進捗管理を行う。

2 道路、公園、駐車（輪）場などの公共空間

（1）エリア内で起こりうる事例

- ・ 駅駐輪場等で自転車が盗まれた。
- ・ 公園や路上で下半身を露出されたり、抱きつかれたり身体を触られた。
- ・ 駐車場で車内に置いていた貴重品を盗まれた。

（2）取り組んでいただきたい方

道路、公園、駐車（輪）場などの管理者、利用者、地域住民

（3）取組の方向性

地域住民の日常生活に密着し、誰もが自由に行き交う公共空間において、県民が安心して利用できる環境を構築するためには、道路や公園、駐車（輪）場等の整備・改修や管理にあたり、「犯罪の未然防止」の視点を持って進めることが重要です。

（4）具体的な方策

① 見通しの確保と死角の排除

犯罪の発生を抑止するために、以下の方策を行う。

- ・ 照明を適切に配置し、夜間でも明るさを確保
特に、日中でも自然光が届きにくい地下通路等では、照度の確保や照明の配置だけでなく、壁面の色彩や反射性などを工夫することで、十分な明るさを確保
- ・ 植栽は過植や繁茂により視界を遮らないよう適正な伐採、剪定等の管理
- ・ 公園内の遊具や設備の配置は、周囲からの視認性を考慮した設計



② 利用者の安心感を高める環境整備

地域住民の安心感を醸成するために、以下の方策を行う。

- ・公園や駐車（輪）場、地下通路における、緊急通報装置や防犯ブザーの設置推進
- ・盗難等の犯罪被害防止を啓発する看板等の設置
- ・子どもや高齢者が利用しやすいよう、案内表示や避難経路の明示化

③ 防犯環境設計（※1）の導入

犯罪を誘発しにくい環境を整備するために、以下の方策を行う。

- ・公園等の設計の段階で防犯の視点を取り入れる
- ・見通しの良い歩道整備、照明の強化、植栽の剪定など視認性を高める環境整備
- ・防犯灯の照度基準（警察庁）に基づいた照明設置の推進

なお、防犯灯の設置に当たっては、RBSS（※2）認定機器等夜間の安全・安心に一定以上寄与する機能・性能を有する機器を導入することが好ましい。

（※1）1970年代にアメリカで生まれた「場所（環境）」に着目する防犯対策の概念
建築物や都市空間の設計を通じて、犯罪が起こりにくい環境を作り出すための考え方

（※2）公益社団法人日本防犯設備協会が運営する「優良防犯機器認定制度」の略称

なるほど！防犯まちづくりの豆知識 No.3

割れ窓理論から学ぶ、みんなで守る公共空間

割れ窓理論とは「小さな乱れを放置すると、大きな問題につながる」という考え方です。

公園のベンチが壊れたまま、駅前にゴミが放置されたまま。こうした状態は「ここは管理されていない」という印象を与え、さらに落書きや不法投棄など、秩序の乱れを呼び込みます。

こうした状態にしないためには、地域の皆さんで公共空間を見守り、気づいたら声をかけ合い、早めに対応することが大切です。「きれいので整った空間」は、犯罪を寄せつけない強いメッセージにもなるのです。



④ 地域の連携強化

地域防犯力を向上させるために、以下の方策を行う。

- ・警察、自治体、学校、PTA、防犯協会等と連携し、定期的な防犯診断を実施
- ・防犯設備の設置、更新に関する情報提供や助言を行う体制の構築
- ・地域住民の意見を反映した防犯環境整備の推進
- ・地域住民主導による公共空間の維持管理と「わがまち意識」の醸成

なるほど！防犯まちづくりの豆知識 No.4

地域住民と関係者による防犯診断

「地域住民と関係者による防犯診断」とは、地域の防犯力を高めるために、自治体や警察、地域住民が連携して現地を調査し、危険箇所や改善点が見える化する取組です。住民や関係者が一緒に地域を歩きながら、死角や暗がり、侵入されやすい場所などを確認し、防犯灯や防犯カメラの設置等具体的な対策につなげます。防犯意識の向上にもつながり、安心して暮らせるまちづくりの第一歩として注目されています。



(5) 評価と改善

- ・安全対策に関して定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図る。
- ・評価には、利用者、地域住民、関係機関の意見を反映する。

3 住宅地

(1) エリア内で起こりうる事例

- ・鍵の掛かっていない出入口や窓ガラスを割られて侵入され、盗難にあった。
- ・自宅駐車場に停めておいた自動車を盗まれたり、車内に置いていた貴重品を盗まれたりした。
- ・オートロックマンションでロックを解除した際に、住人以外の者に侵入（共連れ^(※)）された。

(※) 共連れ（ともづれ）

オートロックマンション等において、入室が許可された人がドアやゲートを開けたタイミングで、許可を得ていない人が一緒に入室する行為（P11 のコラム参照。）

(2) 取り組んでいただきたい方

住人、共同住宅の管理者、不動産・建築関係者

(3) 取組の方向性

地域のつながりが希薄化傾向にある現代で、誰もが安心して住むことができる環境を構築するためには、共同住宅や一戸建て住宅において、防犯性能の高い製品（CP マーク^(※) 付き建物部品等）を導入するなど、日頃から犯罪を未然に防ぐための工夫や意識を持つことが重要です。

こうした取組を進めることで、地域全体の防犯力の向上にもつながります。

(※) CP マーク（Crime Prevention）

一定の防犯性能試験に合格した製品にのみ表示が許可され、泥棒による侵入を5分以上阻止できる性能を持つことを示すマーク



(4) 具体的な方策

犯罪の抑止と住民の安全確保のために、以下の方策を行う。

① 玄関扉

- ・防犯性能の高い錠前の使用（ダブルロック推奨）
- ・ドアスコープ、ドアチェーンの設置
- ・照明の設置（人感センサー付き）

② インターホン

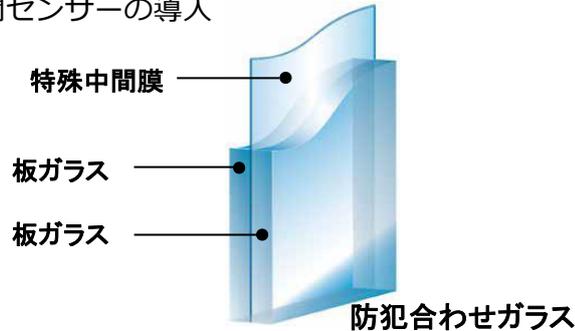
- ・録画機能付きインターホンの設置
- ・スマートフォン連携機能の活用
- ・来訪者の確認を徹底



センサー付き照明

③ 窓

- ・防犯ガラスまたは補助錠の設置
- ・面格子の設置
- ・防犯機能を備えたシャッターや雨戸の設置
- ・開閉センサーの導入



面格子(CP 製品)

④ バルコニー

- ・高所への侵入防止柵の設置
- ・照明の設置
- ・荷物等の整理による死角の排除

⑤ 駐車場・車庫

- ・車両から離れる際は必ず施錠し、窓を完全に閉める
- ・車内に貴重品を置かない
- ・ハンドルロック、タイヤロック、警報装置などの物理的防犯機器の導入

なるほど！防犯まちづくりの豆知識 No.5

静かに忍び寄る脅威「CAN(キャン)インペーダー」～あなたの愛車は狙われている～

かつて車の盗難といえば、窓ガラスを割って入り込む荒っぽい手口が主流でした。しかし今、窃盗団はノートパソコンと小型端末を使い、音もなく、傷もつけずに車を持ち去る、そんな時代が到来しています。その代表的な手口が「CANインペーダー」です。

CANインペーダーとは、車両の電子制御ネットワーク「CAN(Controller Area Network)」に不正アクセスし、スマートキーがなくてもドアの解錠やエンジン始動を可能にする盗難手法です。

犯人は車体のバンパー裏やフェンダー内の配線に特殊な装置を接続し、わずか数分で車両を乗っ取ります。



⑥ 地域ぐるみの防犯体制の構築

- ・アパートやマンションなどの共同住宅入居者も含めた地域防犯活動への参加促進
- ・日常的な声かけ（あいさつ）による地域のつながりの強化
- ・地域 SNS や回覧板による防犯情報の共有

⑦ その他

- ・敷地境界の明確化（フェンス、生垣等）
- ・防犯砂利の敷設
- ・視界を遮らずかつ侵入を妨げるような植栽の選定
- ・室内や建物の周りに警報装置を導入
- ・空き家が犯罪の温床とならないよう、定期的な見回りや管理している（放置していない）ことが分かるような掲示や清掃等の実施

なお、アパートやマンションなどの**共同住宅**については、併せて以下の方策を行う。

⑧ 共用出入口

- ・オートロックシステムの導入
- ・人感センサー付き照明など設備の強化
- ・共用部のアクセス制限の強化

なるほど！防犯まちづくりの豆知識 No.6

オートロックの罠～安心の裏に潜む落とし穴～

オートロック付きマンションは、防犯性が高いとされる一方で、「共連れ」という盲点があります。これは、入居者や訪問者がオートロックを解除して入る際、後ろから第三者と一緒に建物内へ侵入する行為で、見た目には自然な流れに見えるため住民が気づかずに許可のない人物を中へ入れてしまうことがあります。

実際に、共連れによって空き巣やスローカーなどの犯罪が発生した事例も報告されています。オートロックはあくまで補助的な防犯設備であり、最も重要なのは住民一人ひとりの防犯意識です。入退館時には後方を確認し、不審な人物がいないか注意を払いましょう。安心の裏に潜む“罠”に気づくことが、真の安全につながります。



⑨ 共用廊下・共用階段

- ・照明の常時点灯または人感センサー付き照明の設置
- ・見通しの良い設計
- ・死角の排除

⑩ エレベーター

- ・非常通報装置の設置
- ・定期点検による安全性確保

(5) 評価と改善

- ・住宅地における防犯対策の実施状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて改善を図る。
- ・評価には、住民の意見や地域の防犯活動の成果を反映するとともに、防犯設備士など専門家による診断を活用する。

4 商業施設

(1) エリア内で起こりうる事例

- ・来店客や従業員が痴漢や盗撮に遭った。
- ・駐輪場に停めておいた自転車を盗まれた。
- ・来店客や従業員が不審者に刃物で切りつけられた。
- ・子どもがトイレに連れ込まれ、身体を触られた。

(2) 取り組んでいただきたい方

商業施設の管理者・従業員、利用者、建築・設計関係者

(3) 取組の方向性

多くの人が行き交い、不特定多数の利用者が集まる商業施設において、利用者や従業員が安全かつ安心して過ごせる環境を構築するためには、商業施設の整備・改修や管理にあたり、「犯罪の未然防止」の視点を持って進めることが重要です。

(4) 具体的な方策

① 見通しの確保と死角の排除

犯罪の抑止力を高めるために、以下の方策を行う。

- ・視界を遮るもの（壁、自動販売機、ゴミ箱、植栽など）の設置は最小限とする。
- ・鏡（防犯ミラー）やガラス等を活用した死角の解消
- ・夜間でも視認性を確保するため、適切な照明を設置



② 非常通報装置の設置

緊急時の迅速な対応を可能とするために、以下の方策を行う。

- ・店舗内の複数箇所に非常通報ボタンを設置
- ・通報が警備室または警察と直結するシステムの導入
- ・従業員に対する定期的な非常通報装置の使用方法の教育

③ 出入口の管理

不審者の侵入を防止するために、以下の方策を行う。

- ・出入口の数を適正に管理し、夜間は不要な出入口を施錠
- ・出入口には防犯カメラや警備員を配置
- ・自動ドアにはセンサーやタイマーを設け、営業時間外の開放を防止

④ 駐車（輪）場の安全対策

利用者の安全を確保するために、以下の方策を行う。

- ・十分な照明の確保
- ・夜間の巡回警備を実施
- ・長時間の駐車車両等、不審車両のナンバーチェック
- ・出入口にゲートや監視装置を設置
- ・自転車の施錠の徹底

⑤ 防犯教育と訓練

施設全体の防犯意識を高めるために、以下の方策を行う。

- ・防犯マニュアルを整備し、全従業員に周知
- ・従業員に対して定期的な防犯研修を実施
- ・不審者対応や避難訓練を年1回以上実施
- ・保護者への声かけや店内放送を活用した子どもの安全確保
(手をつなぐ呼びかけなど、子どもをひとりにさせないよう注意喚起を行う)

(5) 評価と改善

- ・社会情勢や犯罪傾向の変化に応じて、必要に応じて見直しを行う。
- ・利用者や従業員からの意見を反映し、施設ごとの実情に応じた改善を図る。

5 観光地やイベント会場

(1) エリア内で起こりうる事例

- ・登山道駐車場で車内に置いていた貴重品を盗まれた。
- ・イベント会場で観客が不審者に刃物で切りつけられた。

(2) 取り組んでいただきたい方

観光事業者、イベント主催者、来訪者、観客

(3) 取組の方向性

豊富な観光資源を有する本県において、来訪者や観客の皆様が安心して滞在できる環境を構築するためには、観光事業者やイベント主催者、行政・警察、地域住民等の関係者が一体となって防犯対策を進めることが重要です。

(4) 具体的な方策

① 防犯環境設計の導入

犯罪を誘発しにくい環境を整備するために、以下の方策を行う。

- ・設計の段階で、適切な明るさの確保や死角をつくらない配慮など、防犯を意識した観光施設を計画
- ・見通しの良い歩道整備、照明の強化、植栽の剪定など視認性を高めるための環境を整備
- ・防犯灯の照度基準（警察庁・日本防犯設備協会基準）に基づいた照明設置の推進

② 人の集中・混雑への対応

混雑時での群集事故等を未然に防ぐために、以下の方策を行う。

- ・出入口（入退場口）の整理や誘導體制の整備
- ・混雑状況を見越した動線設計
- ・手荷物検査や持ち込み制限の実施
- ・規模に応じた警備員の配置
- ・不審者や不審物発見時の通報（対応）マニュアルの整備



③ 駐車場対策

駐車場内における安全を確保するために、以下の方策を行う。

- ・車両から離れる際は必ず施錠し、窓を完全に閉める
- ・車内に貴重品を置かない

なるほど！防犯まちづくりの豆知識 No.7

楽しい旅行が一転、旅行先でも狙われる車内の貴重品

観光地の駐車場でも、車上ねらいの被害が発生しています。

観光地では気分が開放的になり、つい防犯への意識が薄れがちですが、犯行はその油断を狙って行われます。

- ・短時間でも必ず施錠する。
- ・貴重品は車内に置かない。
- ・どうしても車内に置く必要がある場合は、トランクやダッシュボードなど外から見えない場所に収納する。

といったちょっとした心がけが、被害の未然防止につながります。

観光地でも油断せず、防犯意識を忘れないようにしましょう。



④ 緊急時対応体制の整備

観光客や観客の安全確保と迅速な対応を行うために、以下の方策を行う。

- ・観光案内所や宿泊施設に緊急通報装置や非常ボタンを設置
- ・多言語に対応した注意喚起や案内表示の整備
- ・警察や消防、医療機関との連携体制の強化と定期的な訓練の実施

⑤ 地域住民との情報共有

観光事業者やイベント主催者と地域住民等が一体となって防犯対策を進めるために、以下の方策を行う。

- ・観光、イベント情報の事前共有
- ・住民が感じた異変や不安等の定期的な情報共有

(5) 評価と改善

社会情勢や犯罪傾向等に応じて、必要に応じて見直しを行う。

6 中山間地

(1) エリア内で起こりうる事例

- ・鍵の掛かっていない出入口から侵入され、強盗被害に遭った。
- ・収穫直前の農作物をトラック等で大量に盗まれた。

(2) 取り組んでいただきたい方

地域住民、農業関係者

(3) 取組の方向性

人口減少や高齢化、交通アクセスの制約等により防犯体制の脆弱化が懸念される中山間地において、住民の安全・安心を確保し、高価値化する農作物の盗難被害を防止するためには、住民同士のつながりを活用しながら、地域特性に応じた防犯対策を進めることが重要です。

(4) 具体的な方策

① 地域防犯ネットワークの構築

地域の見守り体制を強化するために、以下の方策を行う。

- ・日常的な声かけ（あいさつ）による地域のつながりの強化
- ・自治会、民生委員、消防団等との連携による「地域防犯協議会」の設置
- ・地域住民による防犯パトロール活動の支援と育成
- ・不審車両を見かけた時の通報を徹底

なるほど！防犯まちづくりの豆知識 No.8

匿流(とくりゅう)(※)の下見 ～その訪問、本当に営業目的ですか？～

最近、訪問販売やアンケート調査を装った不審な訪問が増えています。これらの中には、匿名・流動型犯罪グループによる“下見”が含まれている可能性があります。

彼らは在宅状況や防犯設備を確認し、犯行の準備を進めているので、応答する際はインターホン越しの対応にとどめ、絶対に玄関を開けないことが大切です。不審な訪問があった際は、警察(#9110)へ通報したり、地域で情報を共有したりするなど、防犯意識を高めましょう。



(※) 匿流（匿名・流動型犯罪グループ）

特定の拠点や構成員を持たず、SNS や闇バイトなどを通じて一時的に集まった者たちによる犯罪グループを指します。

彼らは短期間で犯行を行い、すぐに解散・移動するため、追跡が困難です。

② 情報共有と啓発活動の推進

地域住民の防犯意識を高めるために、以下の方策を行う。

- ・ 防犯情報の定期的な発信（回覧板、SNS、地域 FM 等）
- ・ 防犯講習会、ワークショップの開催（子ども・高齢者向け）
- ・ 学校や地域団体との連携による防犯教育の実施

③ 緊急時対応体制の整備

迅速な対応を可能にするために、以下の方策を行う。

- ・ 緊急通報装置の設置（公共施設、高齢者宅等）
- ・ 地域内の緊急連絡網の整備と訓練の実施

④ 農作物の盗難被害対策

大切に育てた農作物を盗難から守るために、以下の方策を行う。

- ・ 畑の周囲に簡易フェンスや鍵付きゲートを設置
- ・ 農地の境界を明示し、無断侵入を抑止
- ・ 農家同士で情報共有や協力体制を構築
- ・ 不審者情報や盗難発生時の迅速な連絡網の整備
- ・ 農作業従事者であることが分かるように腕章やステッカー等の貼付

なお、中山間地に限らず、都市部の農業地域においても、この項に準じた対策を進めることとします。

(5) 評価と改善

人口減少や高齢化等の地域の状況や犯罪傾向に応じて、必要に応じて見直しを行う。

Ⅲ 「だまされても被害に遭わせない」特殊詐欺対策

1 電話でお金詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺の主な手口

ニセ警察詐欺	警察官等を名のり、捜査（優先調査）名目で現金等をだまし取る
オレオレ詐欺	家族や親族だけでなく、警察官や弁護士等を装い、事故や事件に対する示談金等を名目に金銭をだまし取る
架空料金請求詐欺	実際には利用していないサービスや契約について「料金が未納です」「支払いが確認できません」などと偽って、金銭をだまし取る
還付金詐欺	「医療費や保険料の払い戻しがあります」「税金の還付手続きが必要です」などと役所や保険機関を装って電話をかけ、ATM を操作させて金銭をだまし取る
SNS 型投資詐欺	SNS 上で「誰でも簡単に儲かる」「特別な情報がある」などと投資話を持ちかけ、少額の利益で信用させた後に追加投資を促し、最終的に連絡を絶って金銭をだまし取る
SNS 型ロマンス詐欺	恋愛感情を利用して信頼を得た上で、「会いに行くための渡航費が必要」「急なトラブルで助けてほしい」などと理由をつけて金銭を要求し、最終的に連絡を絶ってお金をだまし取る

2 取り組んでいただきたい方

全世代の皆様、金融機関・コンビニエンスストア関係者

3 取組の方向性

インターネット等のサイバー空間や電話を利用した特殊詐欺等の被害が増加する中、単に「だまされない」だけでなく、「だまされてもお金を振り込ませない」ことにも着目し、県民の皆様や、行政が連携して、被害に遭わせない社会づくりを進めることが重要です。

4 具体的な方策

若年層を含むすべての世代の県民が被害に遭う可能性があることを踏まえ、騙されても被害に遭わせないために、以下の方策を行う。

(1) 家庭内における日常的なコミュニケーション

- ・ 家族内でこまめに連絡を取り合うなど、特に高齢の家族が不安や疑問を感じたときにすぐ相談できる環境の構築
- ・ 詐欺の手口を共有し、情報をアップデート
- ・ 「怪しい電話は一旦切る、お金の話は必ず家族に相談する」等のルール作り

(2) AI・ICT（※）等の活用の促進

- ・ ナンバーディスプレイや録音機能付き電話機の導入
- ・ 詐欺電話を検知する AI システムの導入
- ・ 怪しいメッセージを自動検出する「詐欺警告アプリ」を携帯電話で利用
- ・ 固定電話や携帯電話への国際電話の着信を拒否する設定の促進

（※）A I…人工知能、I C T…情報通信技術

(3) 教育・啓発活動への参加と情報共有の促進

- ・ 特殊詐欺等の手口を学ぶための講座やセミナーへの積極的な参加
- ・ 学んだ知識を家族や知人等と共有
- ・ 闇バイトに加担しないための教育、講座の受講



(4) 孤立させない地域づくり（つながり）の推進

- ・ 地域を巡回する機会が多い民間事業者等と長野県が協定を結び、異変を察知した際に市町村の窓口へ連絡し、市町村が民生委員等と連携して安否確認等の対応を行う体制（しあわせ信州見守り活動）の活用
- ・ シニア大学、孤独孤立対策等の既存プラットフォームと連携し、繋がりのある場所において「詐欺対策」等の話題の提供
- ・ 詐欺の前兆事案（怪しい電話やメール）に遭遇した場合に「こんなことがあった、騙されそうになった」と気軽に相談・共有できる家族や地域住民との「つながり」づくりを推進

(5) 関係機関と連携した取組

① 金融機関

- ・ ATM で高額な現金を引き出す高齢者に対する声かけ
- ・ 一定額以上の送金をする客に対し、同意を得るなどプライバシーに配慮したうえで、送金目的を確認
- ・ インターネットバンキングの利用限度額の適切な初期設定、利用限度額引上げ時の目的の確認や注意喚起
- ・ 店頭、Web サイト、SNS 等での顧客への注意喚起

② コンビニエンスストア

- ・ 警察署と協力した対応訓練の実施
- ・ 高額電子マネー購入者への声かけ、注意喚起
- ・ 店員向けの詐欺対応マニュアルの整備

なお、関係機関においては、取組事例やノウハウを共有できる体制を整備することが重要

5 評価と改善

社会情勢や技術開発、犯罪傾向の変化等に応じ、学識経験者の助言を得て科学的評価を行うなど、必要に応じて見直しを行うものとする。

IV 防犯カメラについて

1 基本理念

防犯カメラのデータは、犯罪の抑止や早期検挙に寄与するだけでなく、人流や交通量、駐車場の空き状況等を測定することで観光政策の評価や災害対応としても有用な手段である一方、撮影されたデータがプライバシーを侵害することがないよう配慮する必要があります。

カメラの設置及び運用に当たっては、住民の「安全の確保」と「人権の尊重」の両立を図り、地域の安心感向上とプライバシー保護の実現に向けた環境づくりを推進します。

なお、本章の対象とする防犯カメラは、次の3要件すべてを満たすカメラとします。

① 設置目的

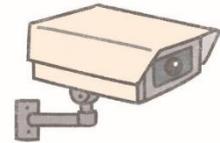
主に犯罪の防止を目的に設置されたカメラ

② 設置場所

公共的な空間を撮影範囲とし、不特定多数の方を撮影するカメラ

③ 設置機器

録画装置（ハードディスク、メモリーカード等）を備えたカメラ



2 設置場所の選定

カメラの設置場所の検討に当たっては、以下の点に留意する。

- ・犯罪発生状況や住民の不安の声を踏まえ、設置が必要な場所（道路、公園、駐車場等）を洗い出す。
- ・自治体、防犯設備の専門家、住民、保護者等との協議を通じて、設置場所の妥当性を検討する。

なお、カメラの設置に当たっては、RBSS（※）認定機器等、一定以上の画質・夜間撮影機能を有する機器を導入することが好ましい。

（※）公益社団法人日本防犯設備協会が運営する「優良防犯機器認定制度」の略称

設置が必要な場所と期待される効果

設置が必要な場所の事例	設置により期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・人目が届きにくい場所・死角が生じやすい場所・夜間や長時間にわたり無人になる場所・混雑で監視が届きにくい場所・事件、事故が多発している場所	<ul style="list-style-type: none">・死角の減少・不審者の侵入や盗難、盗撮等の犯罪抑止・利用者や住民等の安心感の向上・事件、事故の抑止や早期解決

《エリア別の具体例》

エリア		設置場所の事例
子どもの居場所		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の出入口 ・通学路や子どもが一人になる可能性がある場所 ・送迎時に車や人が密集し、見通しが悪くなる場所 ・盗撮被害の恐れがある場所 など
公共空間	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・主要交差点、住宅街への出入口となるような場所 ・地下通路や夜間の人通りが少ない場所 など
	公園	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口や公衆トイレ周辺 ・遊具周辺など子どもが集まる場所 ・夜間に照明が少なく暗くなる場所 など
	駐車（輪）場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車（輪）場の出入口 ・車両や自転車が集中し、死角が生じやすい場所 ・夜間に無人となる場所 など
住宅地(※)		<ul style="list-style-type: none"> ・外部から侵入しやすい開口部 ・見通しが悪く死角が生じやすい場所 ・不法投棄や器物損壊が起きやすいゴミ集積所や駐車場 など
商業施設		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の出入口やトイレ周辺 ・人目が届きにくい店舗裏の搬入口や通路 ・人が集まりやすい場所 など
観光地・イベント会場		<ul style="list-style-type: none"> ・人目が届きにくい混雑する場所 ・無人の駐車場 など
中山間地		<ul style="list-style-type: none"> ・集落の入口 ・農業倉庫や人目が届きにくい農地、果樹園 など

(※)本章は、公共的な空間を撮影範囲としているカメラを対象としており、個人の住宅など私有地に設置するカメラ（私的なカメラ）は対象ではありませんが、私的なカメラの設置についても、近隣のプライバシーへの十分な配慮が必要です。

3 プライバシー保護

- ・個人情報保護法等の関連法令を遵守する。
- ・設置や運用に関する情報は地域で共有し、透明性を確保する。
- ・防犯効果が発揮され、かつ不必要な画像が撮影されないよう、撮影範囲は必要最小限とし、特定の者でなく不特定多数の者の行動を記録対象とする。
- ・顔識別機能を有するカメラについては、住民説明時にその旨を明示し、目的外利用を禁止する。
- ・記録映像は厳格に管理し、目的外利用や不正閲覧を防止する。特に、インターネット回線を利用する防犯カメラについては、記録映像の漏えい防止の他、アクセス権限の管理（ユーザー認証設定の「オン」、ID/パスワードの適正な管理等）、システムの更新と脆

弱性対策、安全な通信経路の確保（VPN_(※)接続の推奨）など情報セキュリティの観点から必要な措置を講じる。

(※)VPN（Virtual Private Network）

インターネット上に暗号化された専用の通信経路を確保する仕組みのことです。
通信内容の盗聴や改ざんを防ぎ、安全にデータ送受信を行うために用いられます。

4 設置・運用に関する基準

(1) 設置目的の設定

カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的以外の利用を禁止する。

(2) 設置場所の明示

カメラ設置箇所には表示板を設置する。

(3) 録画保存期間

1か月を目安とする。

(4) 記録映像の提供

防犯カメラの記録映像は、次の場合を除き、あらかじめ定めた目的以外に提供しない。

- ・警察その他の捜査機関から、法令に基づく照会または正当な理由により協力依頼があった場合
- ・生命、身体または財産に対する危険が切迫し、緊急性が高いと認められる場合（緊急の犯罪捜査や行方不明者の安否確認、災害発生時等）

提供した場合は、提供日、提供先、提供の理由、提供した映像の範囲等を記録する。

(5) 住民への説明と情報公開

設置前に地域住民へ説明し理解と協力を得る。また、設置後も定期的に運用状況を公表し、住民の意見を反映する仕組みを整備する。

V 参考資料

1 キーワード別チェックリスト

このチェックリストは、この指針に掲げる6つのキーワードに基づき、身近な場所や行動を見直したり確認したりしていただくためのヒントとなる項目をまとめたものです。

このチェックリストを活用しながら、家庭や地域、職場などでできることを一つずつ確認し、犯罪に強い環境づくりを進めていきましょう。

① 時間

- 侵入に時間がかかるような工夫（複数の鍵、柵など）をしていますか
- 鍵の種類はピッキングに強いものですか
- 防犯フィルムや格子など、CP マークの製品を導入し、侵入に時間がかかる工夫をしていますか
- 自転車や車両に複数のロックを使用するよう心がけていますか
- 防犯カメラやセンサーが「犯行の手間」を増やすことを意識した配置になっていますか
- 建物周辺に照明や見通しの良い環境が整っていて、犯行をしにくい環境になっていますか
- 住民の目が届く場所に物理的障壁（フェンス、植栽など）が設けられていますか
- 犯行に時間がかかることを示す警告（例：防犯設備作動中）を表示していますか

② 音

- 非常ベルや防犯ブザーの設置・携帯が推奨されていますか
- 音で異常を知らせる機器（センサー、アラーム等）が設置されていますか
- 子どもや高齢者が防犯ブザーの使い方を理解していますか

③ 防御

- 玄関や窓はワンドア・ツーロックになっていますか
- 防犯性能の高い建物部品（CP 部品）を使用していますか
- 掃き出し窓やバルコニーに補助錠やシャッターがありますか
- 侵入の足場になるもの（脚立・物置）を置いていませんか
- 門扉やフェンスは容易に乗り越えられない構造ですか
- 防犯ガラスや防犯フィルムを使用していますか
- 玄関や窓などの施錠は確実に行うよう意識していますか
- 防犯カメラやセンサーなどの設備が適切に設置されていますか
- 敷地内に無断で入りにくい工夫（柵、段差、植栽など）がありますか
- 郵便受けや宅配ボックスが道路から見えにくい位置にありますか
- ゴミ袋や書類などに個人情報が記載されたまま捨てていませんか
- SNS やインターネットでの個人情報の発信に注意していますか

④ 学び（気づき）

- 地域住民への防犯講座や啓発活動が定期的に行われていますか
- 子どもや高齢者向けにわかりやすい防犯教育が実施されていますか
- 電話でお金詐欺や SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺など新しい手口への注意喚起がされていますか
- 防犯に関する情報が掲示板や回覧板などで共有されていますか
- 自分や家族の行動を振り返ったり、話し合ったりする機会がありますか
- 地域の防犯情報や注意喚起を確認していますか
- 家族や職場で防犯情報を共有していますか
- 緊急時の通報方法（110 番・防犯ブザー）を知っていますか
- 防犯性能の高い建物部品（CP マーク）を理解していますか
- 特殊詐欺以外の最新の犯罪手口（忍び込み・居空き・宅配業者装い）を把握していますか

⑤ 絆（つながり）

- 地域内での声かけやあいさつが習慣化されていますか
- 不審者や異変に気づいたとき、相談できる人や連絡先を把握していますか
- 孤立しがちな人への支援や情報共有が行われていますか
- 子どもや高齢者が孤立しないよう、地域で見守る仕組みがありますか
- 地域のルールやマナーを共有し、学ぶ機会がありますか
- 防犯活動に住民が主体的に参加していますか
- 地域の団体（自治会、PTA、コミュニティスクール、子どもを守る安心の家、福祉関係等）との連携がありますか
- 敷地や建物の境界が明確で、立ち入りづらい構造になっていますか

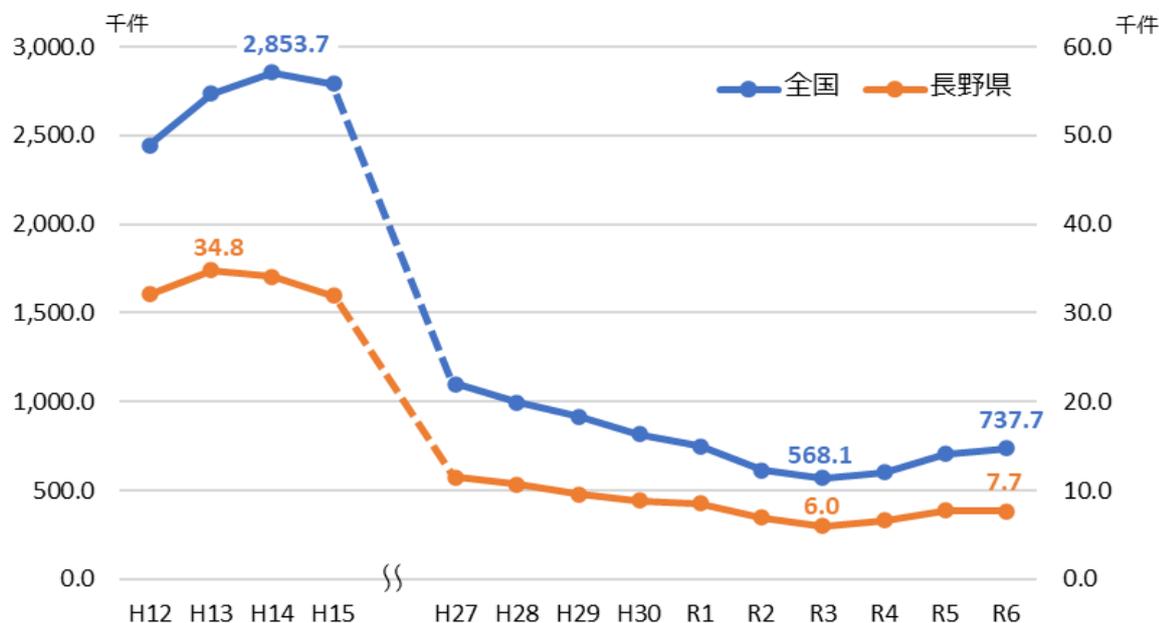
⑥ 視線

- 建物や敷地の周囲に死角はなく、見通しが良いですか
- 通りや施設に人の目が届きやすい工夫（窓の配置、植栽の管理など）がされていますか
- 夜間でも照明が十分で、暗がりが出ていませんか
- 通行人や近隣住民から出入口や通路が見える位置にありますか
- 防犯カメラやセンサーライトなどの設備が適切な場所に設置されていますか
- 通学路や生活道路に人通りがあり、見守りの目が届いていますか
- 子どもや高齢者が安心して過ごせる「見守りスポット」がありますか
- ゴミ置き場や物置など、人目につきにくい場所の管理がされていますか
- 「見られている」ことを意識させる掲示物や標語がありますか

2 刑法犯認知件数等の推移（※認知件数のピークである平成12～15年との比較）

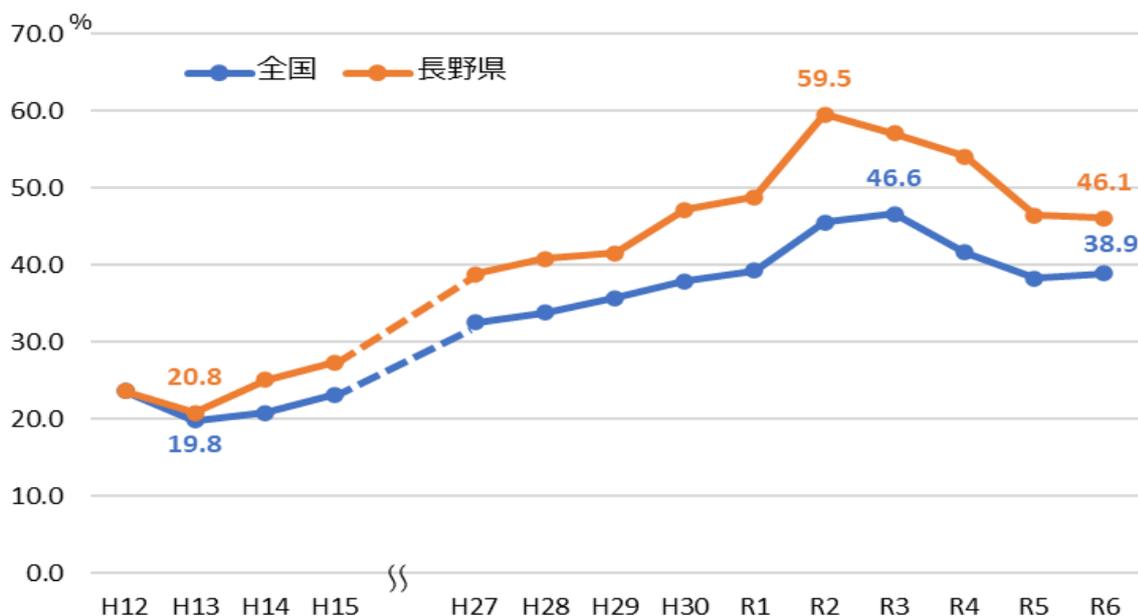
(1) 認知件数

全国は平成14年、本県は平成13年をピークに減少傾向にあるが、全国では令和3年以降3年連続で微増となっている。



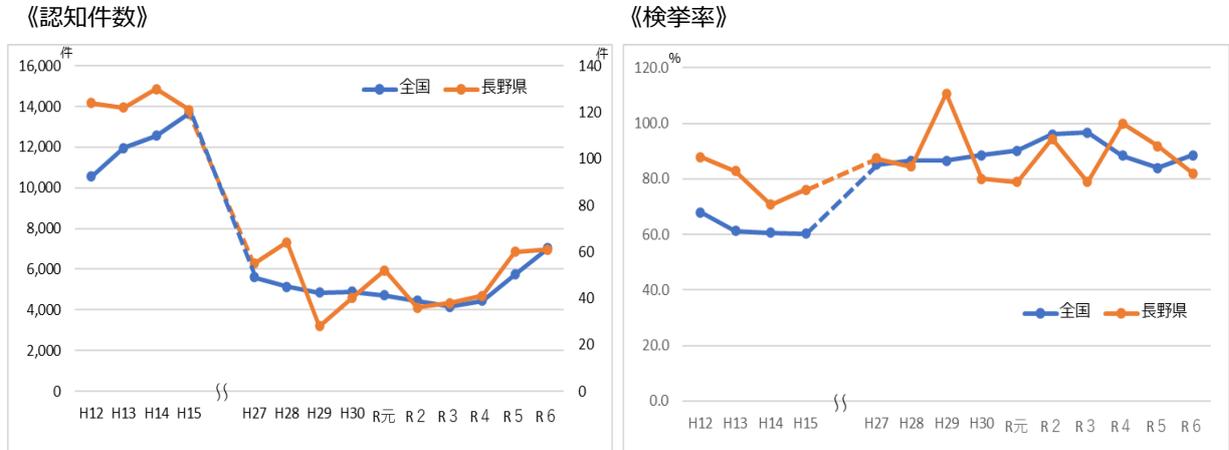
(2) 検挙率

全国、長野県ともに平成13年以降上昇傾向にあり、長野県は全国と比較して高い率で推移している。

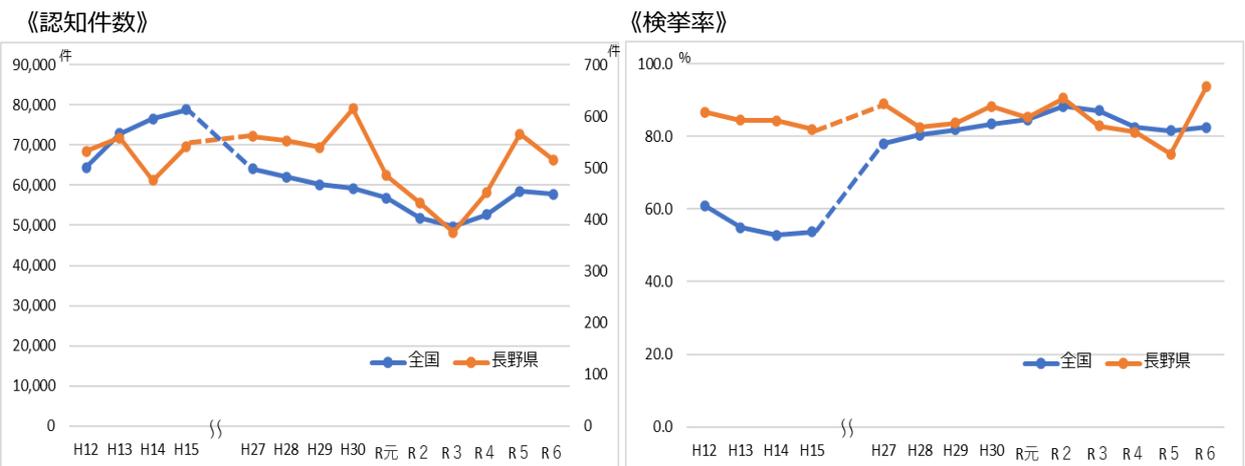


(3) 分類別の認知件数及び検挙率

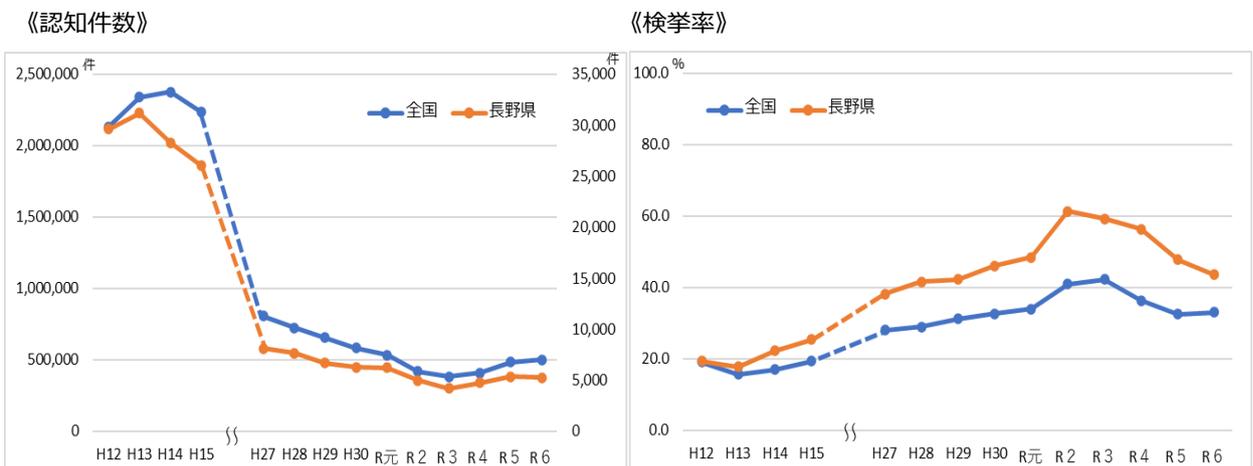
- ・凶悪犯（殺人、強盗、放火、不同意性交等など、人の生命や身体に重大な危害を加える、特に悪質な犯罪）
 認知件数はピーク時と比較して大幅に減少しているものの、ここ数年は増加傾向にある。
 なお、検挙率が100%を超えているのは、過去の犯罪の検挙数が含まれていることによる。



- ・粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝など、乱暴・暴力に関わる犯罪）
 認知件数はピーク時と比較すると凶悪犯・窃盗犯ほど減少していないが、検挙率は高い値で推移している。

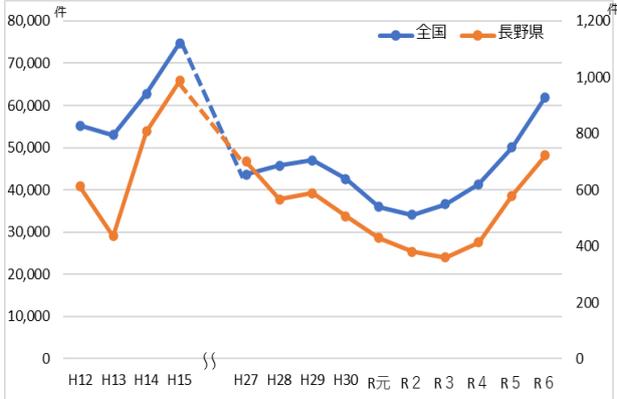


- ・窃盗犯（空き巣、万引き、自転車盗、車上ねらいなど、他人の財物を、暴力や脅迫を用いずに盗む犯罪）
 認知件数がピーク時と比較して他の犯罪分類の中で最も減少している。

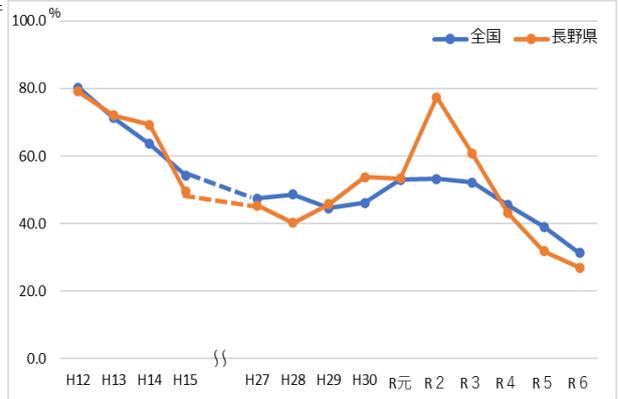


・知能犯（詐欺、横領、背任、文書偽造など、知識や手口を使って、財産や利益をだまし取る犯罪）
 認知件数はピーク時に減少傾向であったが、ここ数年は急激に増加し、検挙率は低下している。

《認知件数》

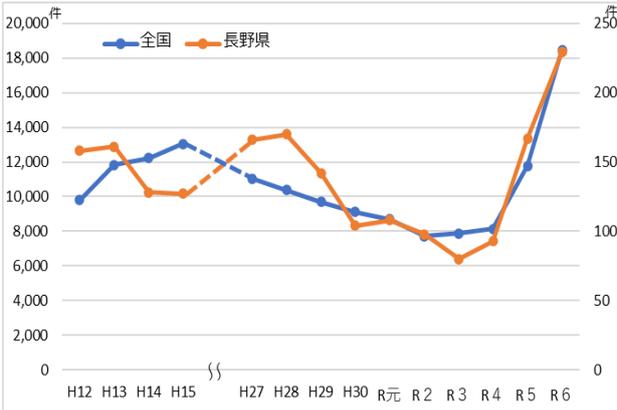


《検挙率》

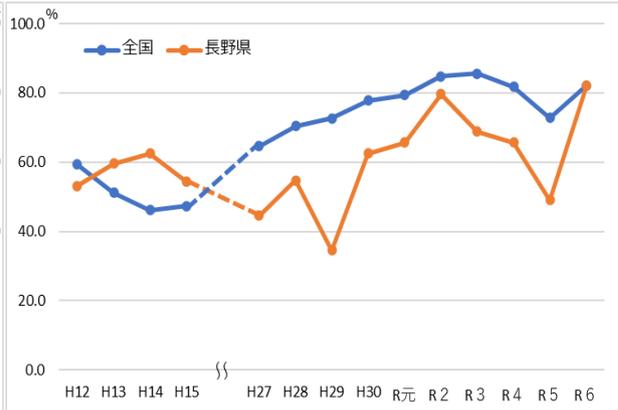


・風俗犯（わいせつ、賭博、売春関連の違法行為など、社会の健全な風紀や性に関する規範を乱す犯罪）
 認知件数はここ数年で急激に増加しており、過去最高を更新している。

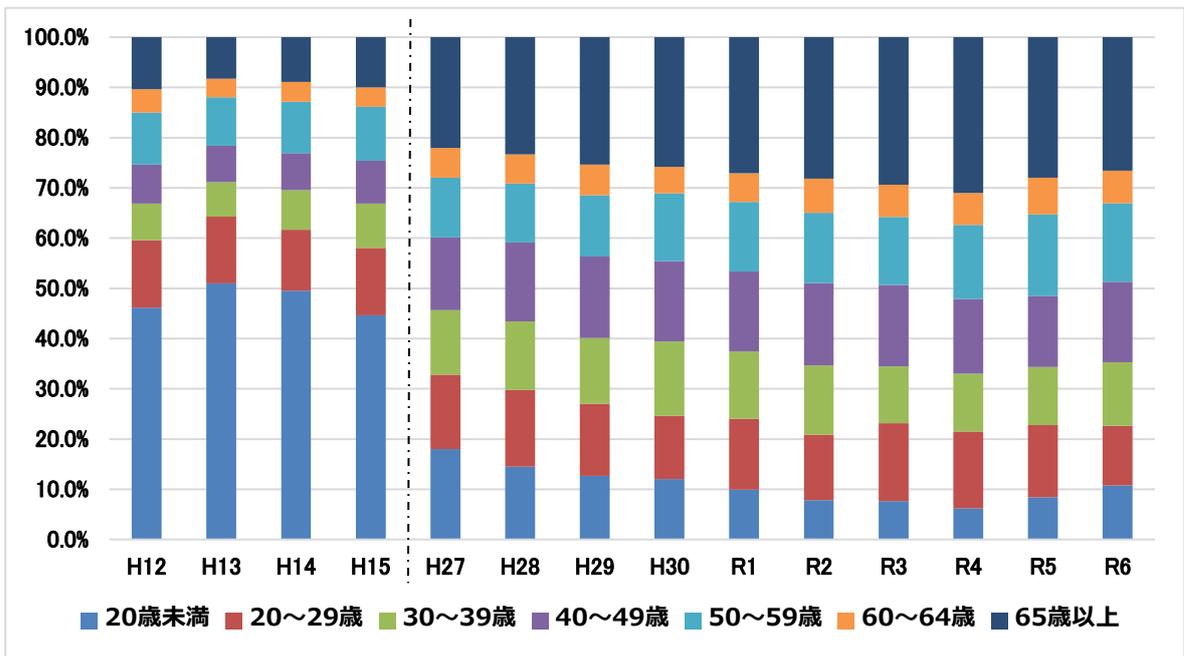
《認知件数》



《検挙率》



（４） 検挙人員の年齢層別構成比 推移（長野県）



(5) 刑法犯認知件数等 統計資料

区 分	長野県						全国					
	認知件数	検挙件数	検挙率	検挙人員	うち少年	認知件数	検挙件数	検挙率	検挙人員	うち少年		
	(件)	(件)	(%)	(人)							(件)	(件)
刑法犯 総数	H12年	32,110	7,604	23.7	4,788	2,196	2,443,470	576,771	23.6	309,649	132,336	
	H13年	34,764	7,239	20.8	4,522	2,296	2,735,612	542,115	19.8	325,292	138,654	
	H14年	34,054	8,533	25.1	5,133	2,527	2,853,739	592,359	20.8	347,558	141,775	
	H15年	31,974	8,748	27.4	5,403	2,403	2,790,136	648,319	23.2	379,602	144,404	
	H27年	11,502	4,461	38.8	2,785	495	1,098,969	357,484	32.5	239,355	38,921	
	H28年	10,664	4,353	40.8	2,411	345	996,120	337,066	33.8	226,376	31,516	
	H29年	9,535	3,953	41.5	2,391	298	915,042	327,081	35.7	215,003	26,797	
	H30年	8,825	4,163	47.2	2,350	279	817,338	309,409	37.9	206,094	23,489	
	R元年	8,504	4,154	48.8	2,184	214	748,559	294,206	39.3	192,607	19,914	
	R2年	6,944	4,130	59.5	1,916	146	614,231	279,185	45.5	182,582	17,466	
	R3年	5,959	3,401	57.1	1,812	136	568,104	264,485	46.6	175,041	14,887	
	R4年	6,635	3,591	54.1	1,762	106	601,331	250,350	41.6	169,409	14,887	
	R5年	7,769	3,605	46.4	1,888	151	703,351	269,550	38.3	183,269	18,949	
	R6年	7,673	3,539	46.1	1,982	211	737,679	287,273	38.9	191,826	21,762	
凶悪犯	H12年	124	109	87.9	122	38	10,567	7,175	67.9	7,488	2,120	
	H13年	122	101	82.8	109	25	11,967	7,320	61.2	7,490	2,127	
	H14年	130	92	70.8	70	12	12,567	7,604	60.5	7,726	1,986	
	H15年	121	92	76.0	86	28	13,658	8,238	60.3	8,362	2,212	
	H27年	55	48	87.3	53	5	5,618	4,777	85.0	4,409	586	
	H28年	64	54	84.4	41	5	5,130	4,435	86.5	4,252	538	
	H29年	28	31	110.7	45	6	4,840	4,193	86.6	4,067	438	
	H30年	40	32	80.0	24	4	4,900	4,337	88.5	4,193	463	
	R元年	52	41	78.8	44	3	4,706	4,240	90.1	4,225	457	
	R2年	36	34	94.4	35	2	4,444	4,268	96.0	4,291	522	
	R3年	38	30	78.9	40	6	4,149	4,007	96.6	4,093	410	
	R4年	41	41	100.0	41	3	4,437	3,922	88.4	3,978	495	
	R5年	60	55	91.7	45	6	5,750	4,832	84.0	4,860	606	
	R6年	61	50	82.0	40	6	7,034	6,228	88.5	6,300	838	
粗暴犯	H12年	532	461	86.7	572	243	64,418	39,211	60.9	50,419	19,691	
	H13年	558	471	84.4	601	290	72,801	39,924	54.8	50,428	18,416	
	H14年	476	401	84.2	495	203	76,573	40,425	52.8	49,615	15,954	
	H15年	542	444	81.9	566	238	78,759	42,296	53.7	49,530	14,356	
	H27年	561	499	88.9	547	71	64,049	49,968	78.0	52,541	5,093	
	H28年	553	456	82.5	475	47	62,043	49,855	80.4	52,291	4,197	
	H29年	540	452	83.7	485	33	60,099	49,135	81.8	51,253	3,619	
	H30年	615	543	88.3	555	35	59,139	49,349	83.4	51,786	3,623	
	R元年	485	413	85.2	438	21	56,753	47,989	84.6	50,789	3,484	
	R2年	433	392	90.5	404	24	51,829	45,764	88.3	48,108	3,060	
	R3年	375	311	82.9	326	23	49,717	43,291	87.1	45,724	2,815	
	R4年	452	367	81.2	371	16	52,701	43,499	82.5	45,682	2,844	
	R5年	566	425	75.1	434	27	58,474	47,736	81.6	49,846	3,570	
	R6年	516	484	93.8	489	36	57,746	47,596	82.4	49,484	3,998	
窃盗犯	H12年	29,610	5,733	19.4	3,225	1,461	2,131,164	407,246	19.1	162,610	77,903	
	H13年	31,215	5,534	17.7	2,967	1,482	2,340,511	367,643	15.7	168,919	81,260	
	H14年	28,312	6,315	22.3	3,463	1,709	2,377,488	403,872	17.0	180,725	83,300	
	H15年	26,033	6,618	25.4	3,550	1,534	2,235,844	433,918	19.4	191,403	81,512	
	H27年	8,109	3,099	38.2	1,631	282	807,560	226,001	28.0	123,847	23,015	
	H28年	7,655	3,186	41.6	1,445	181	723,148	208,646	28.9	115,462	18,298	
	H29年	6,690	2,823	42.2	1,434	184	655,498	204,296	31.2	109,238	15,575	
	H30年	6,251	2,882	46.1	1,400	166	582,141	190,544	32.7	102,369	13,163	
	R元年	6,245	3,026	48.5	1,316	143	532,565	180,897	34.0	94,144	10,813	
	R2年	4,992	3,062	61.3	1,113	87	417,291	170,687	40.9	88,464	9,222	
	R3年	4,188	2,479	59.2	1,066	83	381,769	161,016	42.2	84,360	7,421	
	R4年	4,744	2,673	56.3	1,007	58	407,911	148,122	36.3	79,234	7,503	
	R5年	5,360	2,562	47.8	1,055	76	483,695	157,115	32.5	85,535	9,855	
	R6年	5,274	2,299	43.6	1,011	133	501,507	166,049	33.1	88,302	11,085	
知能犯	H12年	612	484	79.1	186	3	55,184	44,322	80.3	11,341	584	
	H13年	436	314	72.0	164	6	53,007	37,800	71.3	11,539	526	
	H14年	807	559	69.3	202	7	62,751	39,884	63.6	13,173	632	
	H15年	988	488	49.4	179	14	74,754	40,574	54.3	13,653	784	
	H27年	701	318	45.4	226	48	43,622	20,742	47.5	13,016	936	
	H28年	567	228	40.2	177	37	45,778	22,276	48.7	12,876	833	
	H29年	589	269	45.7	166	25	47,009	20,965	44.6	12,422	899	
	H30年	506	272	53.8	130	15	42,594	19,691	46.2	12,280	1,155	
	R元年	429	229	53.4	137	8	36,031	19,096	53.0	10,965	901	
	R2年	381	295	77.4	131	8	34,065	18,153	53.3	10,547	731	
	R3年	360	219	60.8	139	9	36,663	19,154	52.2	12,483	923	
	R4年	414	179	43.2	128	8	41,308	18,809	45.5	12,534	750	
	R5年	579	184	31.8	118	7	50,035	19,559	39.1	11,967	796	
	R6年	722	195	27.0	119	9	61,986	19,423	31.3	11,546	848	

区 分	長野県						全国				
	認知件数	検挙件数	検挙率	検挙人員	うち少年	認知件数	検挙件数	検挙率	検挙人員	うち少年	
	(件)	(件)	(%)	(人)							(件)
風俗犯	H12年	158	84	53.2	50	6	9,801	5,809	59.3	6,112	429
	H13年	161	96	59.6	29	1	11,841	6,066	51.2	6,166	410
	H14年	128	80	62.5	59	4	12,220	5,633	46.1	5,912	347
	H15年	127	69	54.3	38	8	13,034	6,165	47.3	5,886	425
	H27年	166	74	44.6	40	4	11,032	7,125	64.6	5,815	528
	H28年	170	93	54.7	47	5	10,385	7,311	70.4	5,817	573
	H29年	142	49	34.5	34	6	9,699	7,048	72.7	5,477	565
	H30年	104	65	62.5	32	4	9,112	7,091	77.8	5,643	537
	R元年	108	71	65.7	45	5	8,710	6,904	79.3	5,406	502
	R2年	98	78	79.6	48	2	7,723	6,549	84.8	5,202	400
	R3年	80	55	68.8	31	4	7,880	6,738	85.5	5,422	469
	R4年	93	61	65.6	37	2	8,133	6,648	81.7	5,432	477
	R5年	167	82	49.1	56	2	11,774	8,571	72.8	6,840	636
	R6年	229	188	82.1	104	7	18,465	15,168	82.1	11,074	1,220
	その他の刑法犯	H12年	1,074	733	68.2	633	445	172,336	73,008	42.4	71,679
H13年		2,272	723	31.8	652	492	245,485	83,362	34.0	80,750	35,915
H14年		4,201	1,086	25.9	844	592	312,140	94,941	30.4	90,407	39,556
H15年		4,163	1,037	24.9	984	581	374,087	117,128	31.3	110,768	45,115
H27年		1,910	423	22.1	288	85	167,088	48,871	29.2	39,727	8,763
H28年		1,655	336	20.3	226	70	149,636	44,543	29.8	35,678	7,077
H29年		1,546	329	21.3	227	44	137,897	41,444	30.1	32,546	5,701
H30年		1,309	369	28.2	209	55	119,452	38,397	32.1	29,823	4,548
R元年		1,185	374	31.6	204	34	109,794	35,080	32.0	27,078	3,757
R2年		1,004	269	26.8	185	23	98,879	33,764	34.1	25,970	3,531
R3年		918	307	33.4	210	11	87,926	30,279	34.4	22,959	2,780
R4年		891	270	30.3	178	19	86,841	29,350	33.8	22,549	2,818
R5年		1,037	297	28.6	180	33	93,623	31,737	33.9	24,221	3,486
R6年		871	323	37.1	219	20	90,941	32,809	36.1	25,120	3,773

《資料》

H12～15 長野県警察提供資料

H27以降 犯罪統計（警察庁）

（6）刑法犯検挙人員の年齢層別構成比 統計資料（長野県）

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
H12年	46.2%	13.4%	7.3%	7.7%	10.3%	4.7%	10.4%
H13年	51.0%	13.2%	6.9%	7.3%	9.6%	3.7%	8.2%
H14年	49.5%	12.1%	7.9%	7.4%	10.2%	4.0%	8.9%
H15年	44.6%	13.4%	8.8%	8.5%	10.8%	3.8%	10.0%
H27年	18.0%	14.8%	12.9%	14.5%	11.8%	5.9%	22.1%
H28年	14.5%	15.3%	13.6%	15.7%	11.8%	5.8%	23.4%
H29年	12.7%	14.3%	13.1%	16.2%	12.2%	6.1%	25.4%
H30年	12.0%	12.6%	14.8%	16.0%	13.5%	5.3%	25.8%
R元年	9.9%	14.1%	13.4%	15.9%	13.9%	5.7%	27.1%
R2年	7.8%	13.0%	13.8%	16.4%	14.0%	6.8%	28.2%
R3年	7.7%	15.5%	11.4%	16.2%	13.5%	6.5%	29.4%
R4年	6.2%	15.3%	11.5%	14.9%	14.8%	6.4%	31.0%
R5年	8.4%	14.4%	11.5%	14.2%	16.2%	7.3%	28.0%
R6年	10.7%	11.9%	12.6%	16.0%	15.6%	6.5%	26.6%

3 長野県安全で安心なまちづくり検討会

この検討会は、本指針の策定に当たり幅広くご意見をお聞きするため設置しました。

(1) 構成員名簿

(氏名：五十音順、敬称略)

氏名	役職(令和8年1月26日時点)	備考
いとう さとし 伊藤 聡志	「こどもを守る安心の家」登録者 (公社)日本防犯設備協会認定 総合防犯設備士	
おかもと かおり 岡本 かおり	清泉大学人間学部 教授	
くりはら たけし 栗原 岳史	佐久法律事務所 弁護士	職務代理者
こばやし かずひろ 小林 万洋	長野大学社会福祉学部・大学院総合福祉学研究科 教授	
さいとう むつみ 齊藤 むつみ	(公財)長野県長寿社会開発センター 主任シニア活動推進コーディネーター	
そめの たかつぐ 染野 隆嗣	小川村長	
はまむら ゆみこ 濱村 由美子	(公社)長野県防犯協会連合会 防犯女性部長	
ひの きみひろ 樋野 公宏	東京大学大学院工学系研究科 准教授	座長
ふせや あきこ 布施谷 明子	長野県警察本部 生活安全部 首席参事官 兼生活安全企画課長	
ももせ たかし 百瀬 敬	塩尻市長	

(2) 検討会開催状況等

区分	開催(実施)時期	検討内容
第1回検討会	令和7年6月12日	方針の骨子案の検討
第2回検討会	令和7年9月3日	方針(素案)の検討
第3回検討会	令和7年11月5日	第2回検討会の結果を踏まえた 指針(案)の検討
パブリックコメント	令和7年12月16日～ 令和8年1月14日	指針(案)に対する意見を公募
第4回検討会	令和8年1月26日	指針の最終案の検討

4 ライポリス（長野県警察公式アプリ）

犯罪や不審者、交通事故等の各種情報をタイムリーに提供するほか、防犯に役立つ機能により利用者の防犯意識等の向上を図り、自主的な防犯活動を促進して、犯罪の起きにくい安全・安心な長野県を実現することを目的とした長野県警察の公式の防犯アプリです。

長野県警察安全・安心アプリ

ライポリス

長野県警察
シンボルマスコット
「ライポくん」

長野県警公式アプリがリリース!!

県民の安全・安心をまもる

インストールはこちらから

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

ライポリス 検索

長野県警察

長野県警察
シンボルマスコット
「ライピちゃん」

安全・安心マップ～防犯・安全情報～

身近なエリアの事件・事故情報を表示！



犯罪・不審者・電話でお金詐欺（特殊詐欺）・交通事故情報をマップ上に表示します。

クマなどの動物出没情報も、マップ上で確認することができます。



お知らせ機能

最新の犯罪手口や防犯情報などをお知らせ！！



最新の犯罪手口・多発している犯罪の情報・防犯対策などが配信されます！

お楽しみ機能

楽しくアプリを活用！



アプリの利用に応じてポイントをゲット！
ポイントを使用してライポリスカードを獲得できます。

割引クーポンも配信しています！

見守りパトロール支援

重点エリアを確認して見守りパトロール！



重点エリアを確認しながら「ながら見守り」や自主防犯パトロール活動ができます。パトロール等のミッションをクリアすると昇任します。

防犯ブザー・クマよけ鈴

画面と音で警告できる！



防犯ブザーや音声を鳴らして不審者を警告したり、音は鳴らさず登録したメンバーに位置情報を送信することもできます。

5 本指針の策定にあたり参考とした資料、施策、法制度（国）

【国】

- ・安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁）
- ・安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～
（警察庁、文部科学省、国土交通省）※1
- ・登下校防犯プラン（警察庁、文部科学省）※2
- ・こども性暴力防止法（略称）※3
- ・国民を詐欺から守るための総合対策 2.0（犯罪対策閣僚会議）
- ・犯罪予防や安全確認のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について
（個人情報保護委員会）

【県】

- ・しあわせ信州創造プラン 3.0（長野県）
- ・STOP！農作物盗難（長野県農政部）
- ・学校における防犯対策（長野県教育委員会）
- ・最新防犯アドバイス（長野県警察）
- ・長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業に関するガイドライン（長野県警察）
- ・塩尻市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（塩尻市）

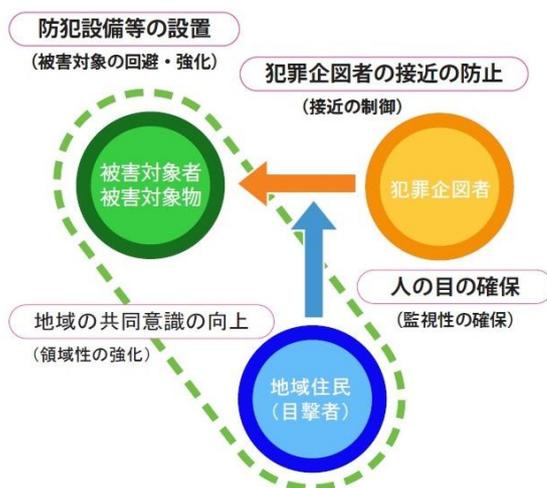
【関係団体】

- ・防犯設計ハンドブック（一般社団法人日本サッシ協会）
- ・ホームセキュリティガイド（公益社団法人日本防犯設備協会）
- ・防犯性に優れた大規模商業施設のガイドライン
（公益財団法人日工組社会安全研究財団）
- ・監視カメラに対する法的規制に関する意見書（日本弁護士連合会）

（※1）安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～

防犯まちづくりを推進することを目的として、平成 23 年 2 月に国土交通省や関係省庁により策定されました。犯罪を防ぐために環境設計と地域活動の両面から取り組む防犯まちづくりの必要性が強調されています。

そのための基本手法として、防犯環境設計の基本原則が紹介されています。



■人の目の確保（監視性の確保）

多くの「人の目」（視線）を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。

■犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者（物）に接近することを妨げることににより、犯罪の機会を減少させる。

■地域の共同意識の向上（領域性の強化）

防犯まちづくりを行う地区に対し、その住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活発化等を通して犯罪抑止を図る。

(※2) 登下校防犯プラン

登下校時の子どもの安全確保を目的として、国が平成30年(2018年)に警察・学校・自治体・地域住民などが連携して取り組むべき対策を体系的にまとめたものです。このプランでは、通学路の合同点検や「見守りの空白地帯」への対応、不審者情報の共有、地域の多様な担い手による見守り活動の推進など、現場の実情に即した具体的な方策が示されています。

登下校防犯プランの概要

登下校時における子供の安全の課題

(1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中
犯罪件数が減少中、ほぼ横ばいで推移

(2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加
→「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
→ **登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務**

子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の発生状況
(土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)

時刻	発生状況
0	0
2	0
4	0
6	146
8	0
10	0
12	318
14	378
16	233
18	0
20	0
22	0

2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

(1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有

(2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り

(3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

1. 地域における連携の強化

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築

(2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援

3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

(1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有

(2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信

(3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

警察

学校

放課後児童クラブ等

自治体

地域住民

保護者

4. 多様な担い手による見守りの活性化

(1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進

(2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援

(3) 「子供110番の家・車」への支援等

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

(1) 防犯教育の充実

(2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

(※3) こども性暴力防止法

こども家庭庁を中心に、内閣府(男女共同参画局)、文部科学省、厚生労働省などが連携し、子どもへの性暴力防止に関する施策や啓発活動を行っています。

子どもと接する業務に就く人に特定性犯罪(不同意性交等、児童ポルノ、痴漢、盗撮等)の前科がないかを確認

【概要】 児童等に教育、保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付け、もって児童生徒等の心身の健全な発達に寄与することを目的とした法律

「安全確保措置」

見守りや面談による早期把握、相談体制の整備、被害が疑われる場合の調査・保護、従事者への研修、**特定性犯罪前科の有無の確認**(※採用時や現職者も定期的に確認)

これらの事情を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められる場合は、**教育、保育等の業務に従事させないなどの児童対象性暴力等の防止のための措置を講じなければならない**

「特定性犯罪」

不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノの所持、製造等
盗撮、各都道府県の条例で定める痴漢、淫行 等

(2026年12月25日施行)

長野県安全で安心なまちづくり指針

令和8年（2026年）3月 発行

長野県
県民文化部くらし安全・消費生活課

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

電話：026-235-7174

FAX：026-235-7284

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

安全・安心のための相談（支援）団体一覧

団体名等	相談・支援の内容	連絡先
行政機関		
長野県警察（警察相談専用電話）	犯罪等からの被害の未然防止に関する相談、安全と平穏に関する相談	#9110
長野県警察 （少年相談窓口「ヤングテレホン」）	少年に関するなやみごと（非行問題、いじめ、学校問題、家庭問題等）の相談	026-232-4970
長野県警察（性犯罪被害相談電話）	性犯罪被害に関する相談	#8103 （ハトさん）
長野県性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」	性暴力被害に関する相談	#8891 026-235-7123
長野県犯罪被害者等総合支援窓口 （長野県人権・男女共同参画課）	犯罪被害に遭われた方やそのご家族などからのご相談や問い合わせ	026-235-7106
長野県児童虐待・DV24 時間ホットライン	児童虐待・DVに関する通告、通報、緊急の相談	026-219-2413
チャイルドライン	子ども（18歳まで）なら誰でもかけていい相談（悩み）電話	0120-99-7777
法務少年支援センター長野 （善光寺下の青少年心理相談室）	青少年の非行や問題に関する心理相談	026-237-1123
長野県消費生活センター	特殊詐欺や悪質商法、契約トラブルなどに関する相談	0263-40-3660
長野保護観察所	保護観察の実施等、再犯防止に向けた各種支援、更生保護の地域援助による相談へ助言、情報提供等	026-234-1993
支援団体		
認定 NPO 法人 長野県犯罪被害者支援センター	犯罪被害者および遺族やその関係者などからの相談や心のケア	026-233-7830
長野県弁護士会（電話無料ガイド）	弁護士の依頼方法や訴訟手続きなどに関する問い合わせ （無料法律相談ではありません）	026-231-3031
犯罪被害者支援ダイヤル （法テラス（日本司法支援センター） 長野地方事務所）	支援窓口や法制度などに関する案内	0120-079-714
長野県保護司会連合会	犯罪や非行をした人の更生支援に関わる団体等への協力	026-237-7370
長野県更生保護女性連盟	地域の子育て支援、犯罪や非行をした人の更生支援に関わる団体等への協力	026-237-7370
長野県 BBS 連盟	生きづらさを抱える子ども・若者等に対する支援	026-234-1993
地域活動団体		
公益社団法人長野県防犯協会連合会	地域の安全・安心に関わる防犯活動を支援	026-217-1057

この一覧表は、代表的な相談先を掲載したもので、すべての相談先を掲載していません。